# 社会福祉法人 如水福祉会 役員および評議員の報酬等に関する規定

#### (目的および意義)

第 1条 この規程は、社会福祉法人如水福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8 条及 び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を 定めることを目 的とする。

## (定義等)

- 第 2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ に よる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び 退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分される ものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第 3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、表1のとおり報酬等を支給する ものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている 役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、報酬を辞退する役員等には支給 しない。

### 表 1.役員等への報酬

理事	委員会ごとに 5,000 円/人
監事	委員会ごとに 5,000 円/人
評議員	委員会ごとに 5,000 円/人

#### (報酬等の支給方法)

第 4条 当該年度の報酬は次年度の定時評議員会までに支給する。

## (費用)

- 第 6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
  - 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は,当該費用を支給する。

附則 この規則は平成30年 4月 1日から施行する。